

**改正**

平成29年3月31日告示第45号

令和2年3月31日告示第73号

袋井市商業イベント事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、地域商業の活性化によるまちのにぎわいを創出するため、イベント事業を実施する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金 等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント 地域商業を活性化させ、まちのにぎわいを創出することを目的として行う行事をいう。
- (2) 団体 市内に主たる事務所を置く地域商業の活性化を目的として組織され、かつ、規約等に基づき運営している団体とする。

(補助の対象)

**第3条** 補助金の対象事業は、前条に規定する団体が、平成26年度以降に新しく行うイベント（以下「補助対象事業」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の補助金を受けるイベント、神社、寺院等の宗教行事に関連するもの、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの及びその他市長が不適當と認めるものについては、補助対象としない。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、補助対象事業に係る経費から他の補助金、寄附金、出店料等の収入を差し引いた額の2分の1以内の額を交付する。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 補助金の交付は、同一年度、1団体につき、1回とする。

(その他)

**第5条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (平成29年3月31日告示第45号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和2年3月31日告示第73号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。